



島根県報

令和2年8月28日（金）

第 136 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正 (総 務 課) 2

解除予定保安林（2件） (森 林 整 備 課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (中 小 企 業 課) 4

【特定調達公告】

島根県自動車管理業務に係る随意契約の相手方等 (総務事務センター) 4

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる利率を改めることとした。（附則第7項・附則第8項・附則第14項・附則第15項関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第70号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改める。

附則第7項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改める。

附則第8項、第14項第2号及び第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 令和2年4月1日前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第14項及び第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第540号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、令和2年8月28日から施行する。

令和2年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

表の島根県非常勤嘱託員採用試験の項及び島根県臨時的職員任用候補者名簿登録試験の項を削り、同表の島根県会計年度任用職員採用試験の項を次のように改める。

島根県会計年度任用職員採用試験	得点（科目別得点を含む。）及び順位	合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間	総務部総務事務センターが受験案内で指定した所属
-----------------	-------------------	-----------------------	-------------------------

表の介護支援専門員実務研修受講試験の項の次に次のように加える。

島根県会計年度任用職員採用試験（障がい者ステップアップ就	得点及び順位	合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間	健康福祉部障がい福祉課
------------------------------	--------	-----------------------	-------------

労支援)			
------	--	--	--

表のクリーニング師試験の項中「〃」を「合格発表の日から1月間」に改め、同表中

「

島根県立農林大学校入学検定	筆記試験の科目別得点、面接試験の得点及び適応性試験の結果	〃	農林大学校
島根県農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員認定試験	得点	〃	農林水産部農畜産課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点、技能試験の適否	合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間	農林水産部森林整備課鳥獣対策室

」

を

「

狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点、技能試験の適否	合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間	農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
島根県立農林大学校入学検定	筆記試験の科目別得点、面接試験の得点及び適応性試験の結果	合格発表の日から1月間	農林大学校
島根県農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員認定試験	得点	〃	農林水産部農畜産課

」

に改め、同表の技能検定試験の項中「合格発表の日から1月間」を「〃」に改める。

島根県告示第541号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市美都町宇津川イ714-18
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第542号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
益田市美都町宇津川イ753-8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社ウシオ木次店 島根県雲南市木次町下熊谷1528番1外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1
 - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,336平方メートル
 - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日
令和2年6月17日
- 2 届出年月日
令和2年8月19日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年8月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量
島根県自動車管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年8月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山陰総合リース株式会社 代表取締役 山本 陽一郎 島根県松江市白潟本町63番地

5 随意契約に係る契約金額

349,994,580円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。